

# 肉用牛肥育経営安定交付金制度

## 登録生産者の皆さんへ

令和元年11月販売肥育牛の牛マルキン交付金単価(概算払)が下表のとおり公表されました。生産者の皆様方におかれましても、肉用牛肥育経営安定交付金制度の意義と実状をご理解いただきご協力をお願いいたします。

### 1頭あたり(令和元年11月販売牛)

(単位:円/頭)

肉用牛肥育経営安定交付金制度	肉専用種 (静岡県)	交雑種	乳用種
標準的販売価格 (A)	1,260,206	754,720	460,914
うち 主産物価格 $a \times b$	1,251,330	749,386	456,960
枝肉市場価格(円/kg) a	2,361	1,481	1,020
枝肉重量(kg) b	530	506	448
標準的生産費 (B)	1,222,597	755,116	520,610
うち もと畜費	753,707	367,099	239,358
うち 飼料費	292,021	284,813	213,826
うち 労働費	79,888	39,235	23,926
差額(C) = (A) - (B)	37,609	△396	△59,696
暫定交付金単価 (D) = (C) × 0.9	—	356.4	53,726.4
<b>交付金単価(概算払) (D) - 4,000</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>49,726.4</b>

注:枝肉市場価格等は消費税抜きで算定

※ インターネット環境のある皆さんは

「Alic 牛マルキン 交付金単価」で検索いただくと詳細の確認ができます。

<http://www.alic.go.jp/> から

☆牛マルキンの肥育牛申込は14ヶ月齢までに。  
☆改良センターへの転入、転出届けと牛マルキンへの販売、削除報告は速やかに行いましょう。